

後継者軍師会規約

第1章 総則

(名称)

第1条

本会は、後継者軍師会と称する。

(事務局)

第2条

本会の事務局は、株式会社後継者の軍師本社内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条

本会は、後継者の軍師認定コンサルタント（以下、「軍師」と呼ぶ）としての研鑽及び活躍の場づくりのために、軍師を教育し、軍師の活躍の場を拡大するための事業を行うことを目的とし、軍師活動活性化のための会員制サービスとして設置する。ただし、将来的には、会員の自主運営組織となることを目指し、活動する。

(事業内容)

第4条

本会は、軍師の教育と活躍の場を拡大するため、以下の事業を行う。

- (1) 軍師の更新研修の実施
- (2) 軍師による研究会の立ち上げと管理
- (3) 軍師によるビジネス企画の立案と実施支援
- (4) その他、軍師の活動の後押しとなると思われる活動

第3章 会員

(会員)

第5条

1. 本会の会員は、軍師とし、軍師はその認定の必須条件として本会に加入する。
2. ただし、以下の該当者は軍師ではなくとも会員もしくはみなし会員として扱う。
 - (1) 軍師アカデミー受講生（みなし会員）
 - (2) かつて軍師であったが更新時に要件を満たすことができず、追加研修等によって認定の復活を希望する者
 - (3) 軍師アカデミーを修了したが認定試験で不合格となり、さらに研鑽を積むことで軍師としての認定と活動参加を希望する者
 - (4) 軍師アカデミーでの学習を修了したと認められるが、事情により認定試験を受験できなかった者で、将来的に試験の受験と軍師活動への参加を希望する者
 - (5) その他、会員として認めるに足ると軍師会会長が判断した者
3. 軍師アカデミー受講生はアカデミー修了後、本人から特段の申し出がある場合および株式会社後継者

の軍師が決めた場合を除き、自動的に前項が定める本会会員へと移行するものとする。

(会員の遵守事項)

第6条

会員は、以下の事項を順守するものとし、それに違反した場合、除籍等の処分が軍師会会長の判断で下される。

(1) 軍師として公序良俗に反しない行動をとる

(2) 軍師のブランド、知的財産権を守るとともに、その利用にあたってのルールを遵守する。決して知的財産権の侵害をしない。

(3) クライアントの要望に真摯な姿勢で応え、軍師の名を汚さない仕事の遂行にこだわる。

(4) その他、本会及び株式会社後継者の軍師が定める各種規程を遵守する。

(退会・休会)

第7条

会員は所定の手続きを踏むことにより自主退会することができる。ただし、退会した場合、同時に「後継者の軍師 認定コンサルタント」としての登録・認定も失うことになる。また、既に収めた会費は返還されないものとする。なお、休会についてはその事由とともに事務局に申請を行い、その事由が正当であると認められた場合には、会員資格の休止を認める場合がある。

第5章 役員

(役員)

第8条

本会には、会長1名、副会長2名を上限として役員を置くことができる。

(役員の内命)

第9条

本会の役員は、株式会社後継者の軍師代表取締役より任命される。

(役員の内務)

第10条

会長は後継者軍師会を代表し、その事業を統括する。会長に事故あるときは、副会長がその業務を代行し、職務を行う。

第6章 支部

(支部)

第11条

本会は、軍師の分布状況、活動環境を考慮し、必要な支部を設置することができる。

(支部の内置)

第12条

支部の内置は、後継者軍師会会長の要請に基づき、株式会社後継者の軍師代表取締役が承認する。

(支部役員)

第13条

各支部には、後継者軍師会会長の任命により、支部長1名、副支部長1名、監査役1名を置くものとする。

(支部活動への補助)

第14条

支部活動の活性化のために、本会はその会費収入の一部を支部活動費として割り当てることができる。

第7章 会計

(会費)

第15条

会費は、会員となる者の参加した軍師アカデミー終了の翌月より発生し、入会金5,000円、月会費3,150円を基本とする。ただし、年間一括納付による割引等を随時行うことができ、一旦徴収した会費は本会を退会した場合にも返却されないものとする。また、各種支援サービスが付帯した特別会員制度も設けることができる。

(会計管理)

第16条

本会は現時点では、会計管理上、独立した組織ではなく、株式会社後継者の軍師のサービスの1つとして会計管理される。将来的に自主運営組織へと転換する段階で、その管理を独立させるものとする。なお、支部補助金の管理は、各支部ごとに支部長が責任をもち、支部監査役の監査を経て本部に収支報告を行うものとする。

第8章 規約の変更

(変更)

第17条

本会員は、本会会長の判断により変更することができる。その変更は、株式会社後継者の軍師の公式サイト上に掲示された時点で有効となる。

附 則

1. この規約は、2010年3月1日より施行する。
2. この規約は、2011年3月1日に改訂された。